

資料③

日 薬 業 発 第 222 号
令 和 3 年 9 月 21 日

都道府県薬剤師会会长 殿

日本薬剤師会
会長 山本 信夫
(会長印省略)

令和 3 年度（令和 2 年度からの繰越分）薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業（ICT を活用した業務等に係る薬剤師の資質向上）の実施について（協力依頼）

平素より本会会務に格別のご高配を賜り御礼申し上げます。

さて、本会は本年度、厚生労働省「令和 3 年度（令和 2 年度からの繰越分）薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業（ICT を活用した業務等に係る薬剤師の資質向上）」の実施法人として採択を受け、標記事業を実施する運びとなりました。

本事業の目的は、情報通信技術の進展や高度化、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために情報通信技術（ICT）をこれまで以上に活用することが求められているという背景のもと、「医療の安全を確保したうえで、薬剤師がオンライン服薬指導等の ICT を活用した業務を適切に対応するために必要な知識及び技能等の調査・検討を実施するとともに、これらを薬剤師が習得可能とするために必要な研修内容・方策等についても検討を行うことにより、最新の ICT 技術に対応した薬剤師を養成すること」とされています。

この事業目的を受け、本会では ICT の活用を通じて薬剤師業務の資質向上、医療安全の向上等を図る観点から必要な研修プログラム・資材を検討・策定するとともに、広く e-ラーニング形式での研修環境を整えるべく、別添のとおり事業を実施いたします。貴会におかれましては、「今後の ICT 研修等に関するアンケート調査（令和 3 年 9 ～ 10 月実施予定）」および「試行的なオンライン研修への参加並びに事後アンケート調査（令和 4 年 1 月実施予定）」につき、特段のご協力を賜りたく存じます。（なお、本件につきましては詳細が決定次第、別途ご案内いたします。）

申すまでもなく薬剤師業務における ICT の活用については、本年 6 月 30 日に公表された、薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会とりまとめにおいても今後の課題として指摘されているところであり、勤務先を問わず全ての薬剤師にとって喫緊の課題と認識しております。シス

ム的な対応はもちろんのこと、その ICT 技術を活用して得た各種情報を有効かつ適切に利用して医療の質向上等に貢献することが、まさに今後の薬剤師に求められる使命であると確信しています。本会では、本事業で得られた成果のさらなる発展・充実を目指し、次年度以降も継続的な ICT 研修を通じた薬剤師の資質向上に取り組んで参ります。

新型コロナウイルス感染症対応をはじめ会務ご多用のところ誠に恐縮とは存じますが、本事業の趣旨等につきご賢察の上、事業へのご協力にご高配賜りますよう重ねてお願ひ申し上げます。

別添：

1. 令和 3 年度 薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業
(ICT を活用した業務等に係る薬剤師の資質向上) の実施について
(日本薬剤師会)
2. 参考：実施要綱（厚生労働省）

令和 3 年度 薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業
(ICT を活用した業務等に係る薬剤師の資質向上) の実施について

公益社団法人 日本薬剤師会

1. 本会における事業名

ICT を活用した薬剤師業務の研修に関する検討事業

2. 事業目的

オンライン服薬指導、オンライン資格確認、電子処方箋等の ICT の活用を通じて薬剤師業務の資質向上、医療安全の向上等を図る観点から必要な研修プログラム・資材を検討・策定するとともに、広く e-ラーニング形式での研修環境を整えることで、研修を通じた薬剤師の ICT 関連業務の質の向上を図る。

3. 事業実施期間

令和 3 年 9 月 6 日（採択通知受理日）～令和 4 年 3 月 31 日

4. 事業担当者

田尻 泰典（副会長・地域医薬品提供体制対策担当）

長津 雅則（常務理事・地域医薬品提供体制対策担当）

※ 事業実施体制・分担については「6. 事業実施体制（会議体）」を参照。

5. 事業内容

- ① ICT に関する研修プログラム・資材（動画・理解度テスト）の検討並びに作成
- ② e-ラーニング配信を含む研修プラットフォームの構築
- ③ 作成した研修プログラム・資材（案）を用いた試行的な研修の実施。
- ④ 最終報告書の作成、実施成果等の情報発信

6. 事業実施体制

「5.」の内容に応じて、事業実施委員会のもとに 2 つの WG を設置する。（図 1. 実施体制図）

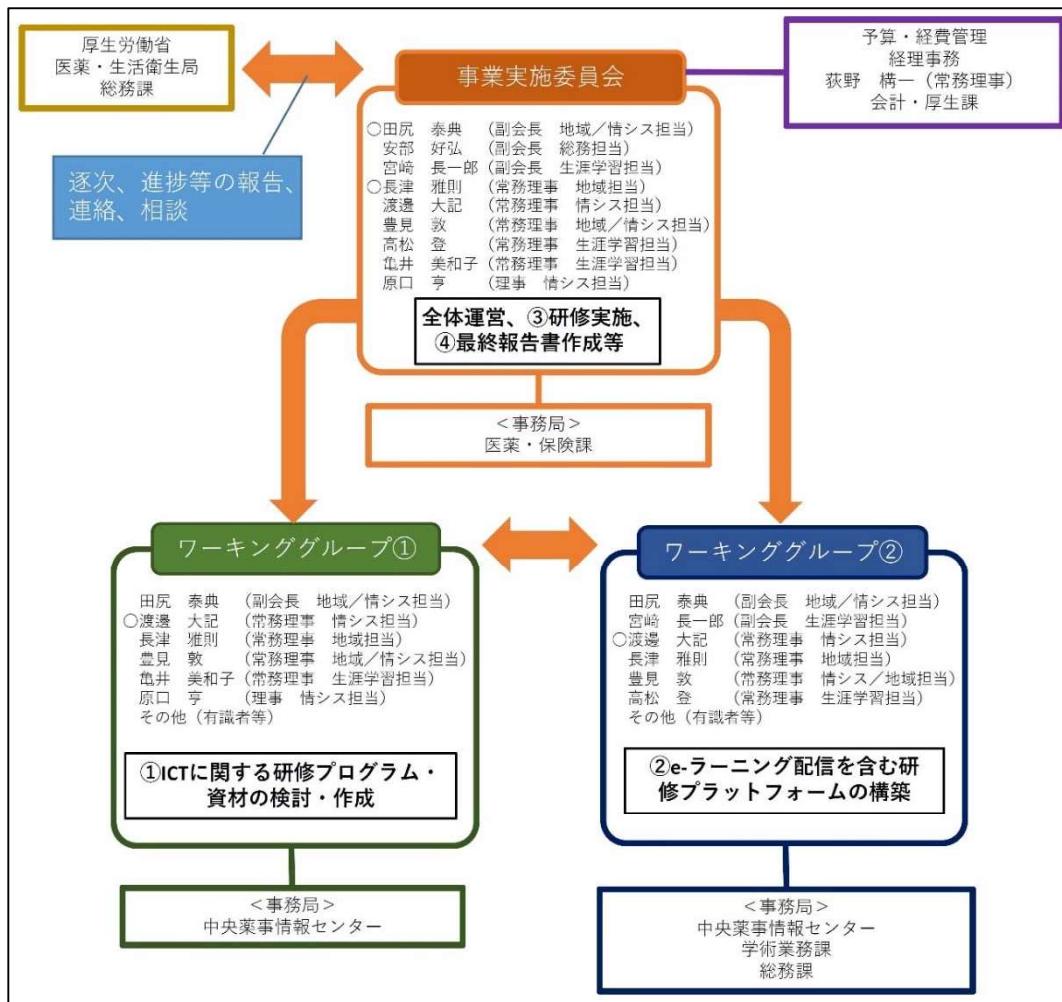


図1．実施体制図

① ICTに関する研修プログラム・資材（動画・理解度テスト）の検討並びに作成

＜アンケート調査の実施＞

事業実施委員会で試作したプログラム項目案等とともに、都道府県薬剤師会に、今後のICT研修等に関するアンケート調査を実施。

＜研修プログラム・資材に関する検討＞

アンケート調査の結果を踏まえつつ、研修プログラム・資材として適當と考えられる内容を検討。

＜研修プログラム・資材案の策定＞

検討を通じて、妥当と考えられる研修プログラム・資材案を策定。

＜研修後のアンケート調査の実施＞

都道府県薬剤師会担当者を対象とした試行的な研修終了後、研修

ログラム・資材案や理解度等に関するアンケート調査を実施。

＜研修プログラム案の改善＞

研修後のアンケート調査を踏まえつつ、研修プログラム・資材案の妥当性について検討し、改善後の研修プログラム・資材を策定。

- ② e-ラーニング配信を含む研修プラットフォーム（資格・受講管理等）の構築

図2-1、2-2に示す通り、非会員を含め薬剤師が広く受講できる、汎用性ある研修プラットフォームの基盤構築に向けた検討を行い、本年度中に試験運用、次年度以降の研修実施に向けた体制整備を進める。

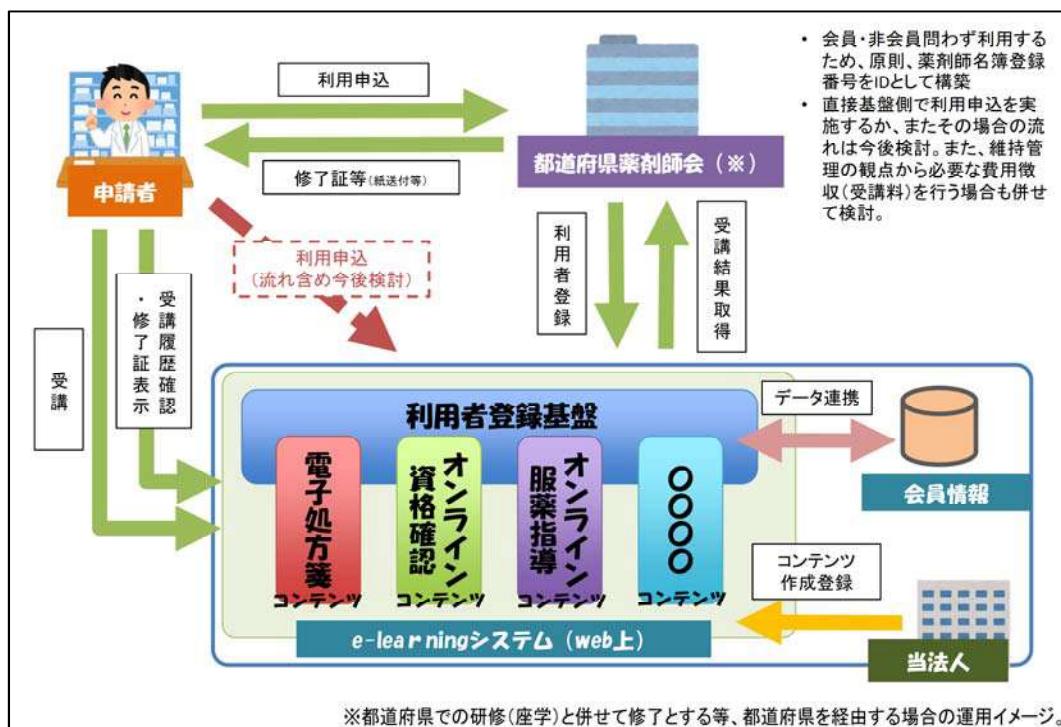


図2-1. 薬剤師研修プラットフォーム（案）イメージ図

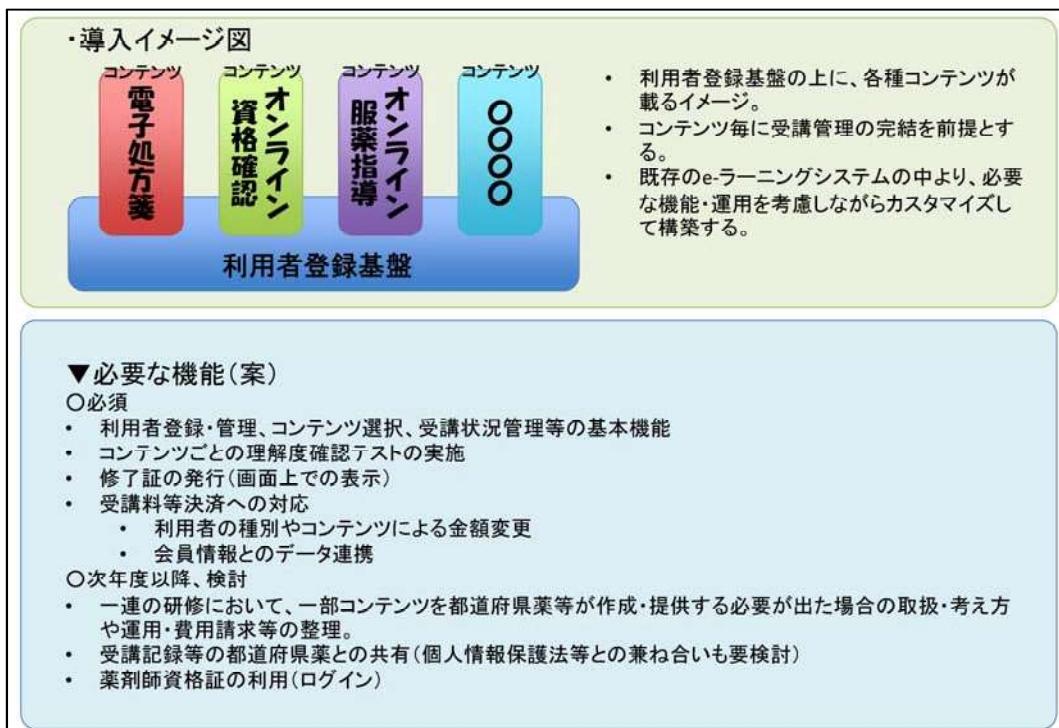
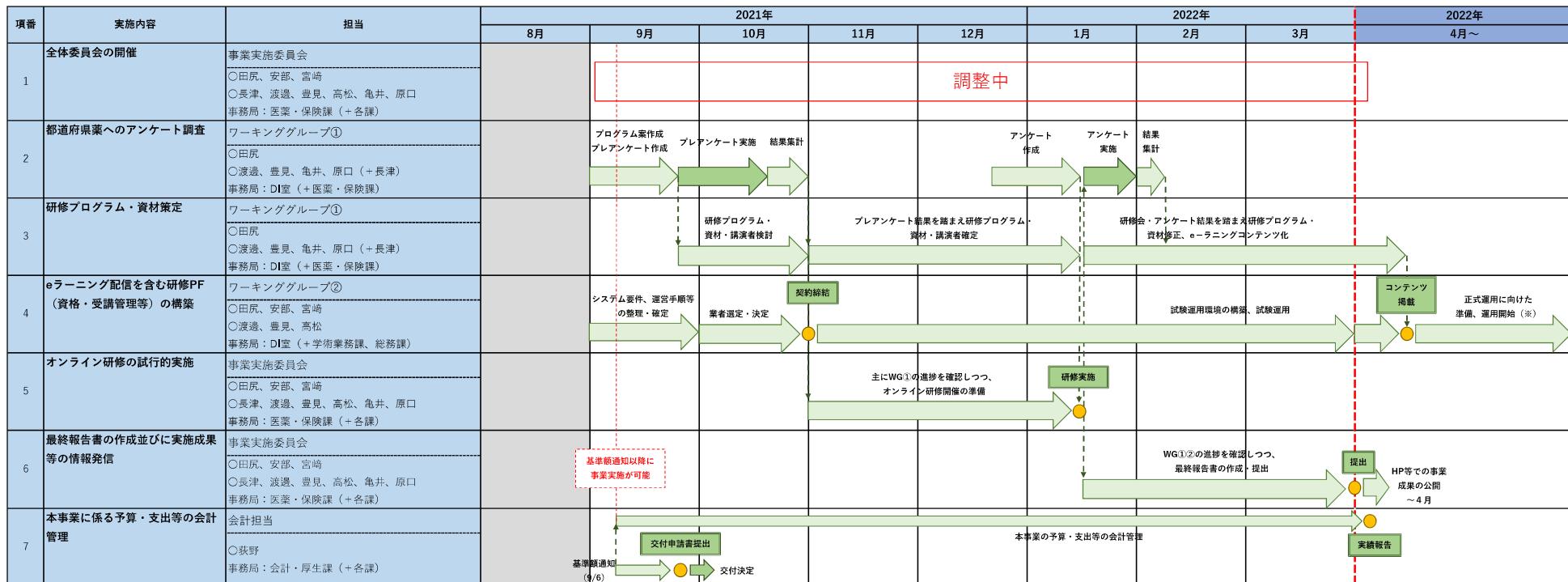


図2-2. 薬剤師研修プラットフォーム（案）機能イメージ

- ③ 作成した研修プログラム・資材案を用いたオンライン研修の実施
都道府県薬剤師会担当者を対象に、試行的なオンライン研修を実施。
(なお、本年度の研修については、時間的制約により②の研修プラットフォームは利用せず一般的なWeb配信形式で実施予定。詳細は決定次第、別途通知。)
- ④ 最終報告書の作成並びに実施成果等の情報発信
事業実施後、実施計画書及び実施結果、作成した研修プログラム・資材等を含む最終報告書を速やかに作成。最終報告書は当会ホームページで公表。これらは、都道府県薬剤師会を通じて薬剤師に周知・展開するとともに、各団体にも事業成果を報告し、共有を図る。
本事業における成果（研修プログラム、資材等）は、令和4年4月を目指し、試験運用中の研修プラットフォームを通じてe-ラーニング形式で公開。また、研修プラットフォームについては、令和4年度中に会員・非会員を問わず薬剤師向けに正式な運用を開始。正式な運用開始後は再度、都道府県薬剤師会等を通じて周知・展開し、本事業の成果物の活用（研修）を促すとともに、本事業終了後も事

業実施委員会（後述）に相当する会議体を維持し、適宜、研修を通じたプログラムの妥当性の検証や必要な改善を行う。

7. 事業スケジュール案
図3のとおり。



※事業終了後のシステム保守、ユーザー管理、予算管理、研修運営等の担当並びに体制は今後検討。

図3. 事業スケジュール案

薬生発第0726第1号
令和3年7月26日

事業実施者 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長

令和3年度（令和2年度からの繰越分）薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業（ICTを活用した業務等に係る薬剤師の資質向上）の実施について

標記事業について、別紙「令和3年度（令和2年度からの繰越分）薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業（ICTを活用した業務等に係る薬剤師の資質向上）実施要綱」のとおり定めることとしたので、御了知の上、事業を円滑に運用されたい。

別 紙

令和3年度（令和2年度からの繰越分）薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業（ICTを活用した業務等に係る薬剤師の資質向上）実施要綱

第1 目的

情報通信技術の進展や高度化を踏まえ、改正薬機法においてオンライン服薬指導を一定の要件の下で認めることとしたほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために情報通信技術（ICT）をこれまで以上に活用することが求められている。

医療の安全を確保したうえで、薬剤師がオンライン服薬指導等のICTを活用した業務を適切に対応するために必要な知識及び技能等の調査・検討を実施するとともに、これらを薬剤師が習得可能とするために必要な研修内容・方策等についても検討を行うことにより、最新のICT技術に対応した薬剤師を養成することを目的とする。

第2 事業実施者

本事業の実施者は以下の全ての要件を満たす法人とする。なお、事業実施者は事業の一部を再委託することができる（事業実施の計画及び策定を除く）。

- (1) 公益法人又は公益性を有する活動を実施しているものとして認められる法人であること。
- (2) 本事業を適切に実施できる能力を有する法人であること。
- (3) 本事業の実施及び運営について、幅広い知見と経験を有していること。
- (4) 医療や薬学教育について、幅広い知見と経験を有していること。

第3 事業内容

1 実施すべき事業について

(1) 事業の実施体制

事業実施者が、上記第1の目的及び下記（2）～（4）を踏まえ、薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業（ICTを活用した業務等に係る薬剤師の資質向上）の具体的な実施内容を含む実施計画書（任意様式）を策定し、計画に沿って本事業を実施すること。

(2) ICT 活用業務に必要な知識、技能等の調査・検討及び研修プログラムの策定

薬剤師が ICT を活用した業務を適切に対応するために必要な知識及び技能等の調査・検討を踏まえ、薬剤師が ICT を活用した業務を行うにあたって、身につけておくべき知識及び技能を習得するための研修プログラムを策定する。

具体的な研修プログラムとしては、オンライン服薬指導、オンライン資格確認等システム、電子版お薬手帳等の ICT を活用した業務について、① ICT を活用した業務に関する制度（薬機法等）、②ICT を活用する際のセキュリティ及び実施にあたり配慮すべき事項（個人情報の保護を含む）、③ ICT を活用した業務を効果的に行うための方法等、に関する研修内容が想定される。

(3) 研修プログラムによる研修の実施及び研修プログラムの公開

(2) で作成した研修プログラムに基づき研修を実施するとともに、本研修プログラムの妥当性・有用性等について調査・検討し、課題に対応した改善を行うこと。また、オンラインでの e-learning 形式により多くの薬剤師が広く受講できる体制を整備し、改善後の研修プログラムを公開することにより、次年度以降の研修にも活用可能とすること。

(4) 最終報告書の作成及び実施成果等の情報発信

本事業の実施後、事業の実施計画書及び実施結果、並びに研修プログラムを含む最終報告書（任意様式）を作成すること。

さらに、事業の実施成果等について、以下のような方法で情報発信を行うこと。情報発信の時期については、令和 4 年度以降となっても差し支えないが、その際は、実施する情報発信の内容を報告書に記載すること。

- ・ホームページへの掲載等による報告書の情報発信
- ・地域の薬剤師会等の研修会での発表、広報誌への掲載
- ・医学薬学等に関する学会における発表や学術論文の投稿

2 留意事項について

本事業の実施者は、以下の点に留意して事業を行うこと。

- (1) 事業の実施に当たっては、令和2年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）「オンライン服薬指導を実施する薬剤師に必要な研修プログラムに関する研究」（研究代表者：亀井美和子帝京平成大学薬学部教授）の研究成果を踏まえて実施すること。
- (2) 本事業の実施期間中、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課の求めに応じて、事業の進捗状況等を報告すること。また、事業の実施状況に関して厚生労働省が確認を行う場合があるため、その際には協力すること。

第4 その他の事務手続きについて

- 1 上記第3 1 (1) で作成した実施計画書については、令和3年度（令和2年度からの繰越分）薬剤師の資質向上に向けた研修に係る調査・検討事業費（ICTを活用した業務等に係る薬剤師の資質向上）補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）で定める事業計画書に添付すること。
- 2 上記第3 1 (4) で作成した報告書については、交付要綱で定める実績報告書に添付すること。
- 3 本事業の実施に際し、疑義が生じた場合には、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課と相談すること。

第5 実施期間

本事業の実施期間は基準額通知の発出日以降の実際に事業を開始する日とし、事業終了予定期日は、当該年度の3月31日までの日とする。

第6 経費負担等

国は予算の範囲内で、交付要綱により交付するものとする。

第7 適用時期

この要綱は、令和3年7月26日より適用する。